



◀ QR がついている記事は詳細情報をウェブで公開しています

令和 5 年度教科書展示会

小学校、中学校の教科書展示会を開催します。
 ○と き 7月3日(月)～16日(日)、18日(火)
 ※17日は祝日のため、展示会はありません。
 ①月・火・木・金曜日 10時～18時
 (3日のみ) 17時～18時
 ②水曜日 10時～19時
 ③土曜日 10時～15時
 ④日曜日 10時～17時
 ○ところ 図書館研修室
 ※研修室の利用状況によっては、一時的に閲覧できない場合があります。
 ○問合せ 管理課 (☎ 47-2122)

認定こども園の運動会

皆様のご声援をお願いします。
 ○と き 6月17日(土)8時30分
 ※雨天時は24日(土)に実施します。
 ○ところ 認定こども園「わくわく園」グラウンド
 ○問合せ 認定こども園「わくわく園」(☎ 47-2622)

6月10日に消防演習を実施します

訓子府消防団の消防演習が6月10日(土)13時から訓子府消防庁舎駐車場において4年ぶりに行われます。消防団の士気高揚と地域住民防災思想の普及を図るため、小隊訓練、ポンプ車操作、模擬火災訓練などを実施しますので、皆様のご観覧をお願いします。
 ○問合せ 消防署訓子府支署 (☎ 47-2419)

危険物安全週間 6月4日～10日

危険物安全週間とは、危険物を取り扱う事業所における自主保安体制を呼び掛けるとともに、皆さんの危険物に対する意識の高揚と啓発を目的としています。

※危険物とは、私たちの身近なものでは、ガソリン・灯油・油性塗料などがあります。
 ○問合せ 消防署訓子府支署 (☎ 47-2419)

危険物取扱者試験・消防設備士試験

○と き 7月30日(日)
 ○ところ 北見市
 ○種類 両試験とも全種類
 ○受付期間
 ・電子申請 6月16日(金)～23日(金)
 ・書面申請 6月19日(月)～26日(月)
 ※書面申請による受け付けは期間最終日の郵便局消印まで有効です。
 ○問合せ 消防署訓子府支署 (☎ 47-2419)

火災のない楽しいレジャー 行楽シーズンの火災予防

行楽シーズンを迎え、キャンプやバーベキューなど、屋外でレジャーを楽しむ方が増える時期になりました。火災のない楽しいレジャーにするため、次の点に注意しましょう。

- 火気を扱う際は
 - ・周りに燃えやすいものを置かない
 - ・火のそばから離れない
 - ・木炭は完全に消火してから片付ける
- カセットコンロは
 - ・火気のそばで使用しない
 - ・2台並べて使用しない
 - ・換気の悪いところで使用しない
 - ・ボンベのカバーに少しでも覆いかぶさる鉄板や鍋は使用しない
- 問合せ 消防署訓子府支署 (☎ 47-2419)

「天使のパンや」平岡先生のパンづくり

大空町女満別の「天使のパンや ブランジェ・アンジュ」店長である平岡先生を講師に招いた加工講習会を、農業交流センターで開催します。プロの先生が教えるひと味違ったパンづくりをぜひ体験してみませんか。今回は、フランスパン系の生地を使ったパン作りです。

- と き 7月3日(月)18時～22時
- ところ 農業交流センター加工室
- 種類 フランスパン、ベーコンエピなど
- 参加費 1,000円(当日徴収します)
- 定員 8人(先着順)
- 申込み 電話予約のみ(6月28日(水)17時まで)



■問合せ 農林商工課農政係 (☎ 47-2116 役場2階 窓口13番)

野生大麻・不正けし撲滅を

「野生大麻・不正けし撲滅運動」が、6月1日から9月30日まで実施されます。町では、運動期間中に北見保健所とともに、町民の皆様のご協力での抜き取り作業を実施する予定です。

大麻は、葉を乾燥させ、たばこのように煙を吸引すると幻覚や妄想などの精神的影響のほか、身体的にもさまざまな影響を及ぼし、大変危険です。

自分が所有、使用している土地に野生大麻が自生している場合には、除去をお願いします。けしも大麻同様に麻葉の原料になる種類があります。植えてはいけないけしを、知らないで鑑賞用として自宅の庭に植えていても罰せられる場合があります。鑑賞用として植える場合は、植えて良いかどうかを北見保健所に確認してください。



不審車(者)を見かけたらすぐに通報を

例年、野生大麻を不正に採取し、検挙される事件が発生しています。大麻の所持や売買そのものが犯罪ですが、大麻吸引によって悪質な犯罪へと結びつく可能性もあります。野山で不審な車や人などを見つけた場合は、警察に通報してください。

- 北見保健所 (☎ 24-4171)
- 北見警察署訓子府駐在所 (☎ 47-2410)



「北海道お米・牛乳子育て応援事業」申請受け付け開始

道では、食料品などの物価高騰の影響を受けている子育て世帯の負担軽減と道産品の消費拡大を図るため、平成17年4月2日から令和5年9月30日までに生まれたお子さんがいる道内の世帯に商品券などを支給します。

- 申請に関する詳細については下記QRよりご確認ください。
- 対象児童 平成17年4月2日から令和5年9月30日までに生まれたお子さん
- ※申請が必要です。
- 支給品 商品券または電子クーポン、北海道米セットいずれか1つ
- ※1世帯当たり、1回限りとなります。

商品券	「おこめギフト券(発行者:全農)」または「おこめ券(発行者:全米販)」 6,160円相当分(440円×14枚) 「牛乳贈答券(発行者:ホクレン)」 2,000円相当分(200円×10枚) 計8,160円相当分
電子クーポン	北海道産の「米」と「牛乳」を購入できる電子クーポン ※利用期限は令和6年1月21日(日)まで 計8,160円相当分
北海道米セット	「精米セット」精米ゆめぴりか(5kg)2袋・精米ななつぼし(5kg)1袋 計8,160円相当分(送料含む) 「無洗米セット」無洗米ゆめぴりか(5kg)2袋・無洗米ななつぼし(5kg)1袋 計8,160円相当分(送料含む)

- 申請期間 5月10日(水)～9月30日(土)まで
- 申請方法 電子申請または郵送申請
- 申請に関する問合せ
申請者用コールセンター (☎ 011-350-7371)
- ※問合せ受付時間は9時から17時までとなります。



◀ 「北海道お米・牛乳子育て応援事業」ホームページ